

令和6年第4回

中津川市議会（定例会）追加議案

令和6年9月9日

令和6年第4回中津川市議会（定例会）追加議案目次

議第92号	中津川市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・3
議第93号	工事の委託に関する協定の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
議第94号	和解及び損害賠償の額の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
議第95号	和解について・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

議第92号

中津川市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

中津川市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月9日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

中津川市福祉医療費助成に関する条例（令和３年中津川市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号ア中「第２条の４第７項」を「第２条の４第６項」に、「第２条の４第８項」を「第２条の４第７項」に改める。

附 則

この条例は、令和６年１１月１日から施行する。

議第 9 3 号

工事の委託に関する協定の変更について

工事の委託に関する協定を次のように変更するものとする。

令和 6 年 9 月 9 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

(仮称) 神坂スマートインターチェンジ事業の委託に関する協定（令和 4 年議第 3 3 号議決）中「1, 2 5 1, 0 0 0, 0 0 0 円」を「1, 4 4 5, 5 1 0, 0 0 0 円」に変更する。

議第94号

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の要旨

- (1) 中津川市(以下「乙」という。)は  (以下「甲」という。) に対し、乙が発注した（仮称）中津川市立新ふくおか小学校建設工事（建築主体工事）の工期遅延に伴い、甲が受注した（仮称）中津川市立新ふくおか小学校建設工事（電気設備工事）及び（仮称）中津川市立新ふくおか小学校建設工事（機械設備工事）の工期を延長せざるを得なくなった件について、本件に基づく損害賠償金として金5,309,683円の支払い義務があることを認める。
- (2) 乙は甲に対し、前項の金員を、令和6年12月末日限り、甲指定の口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。
- (3) 乙が前項の支払いを怠った時は、乙は、甲に対し、既支払額を控除した残額に対する年5分の割合による遅延損害金を支払う。
- (4) 甲と乙の間には、本件に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議第95号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり和解したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

1 和解の相手方



2 和解の要旨

(1) [Redacted] 及び [Redacted] は、中津川市に対し、(仮称) 中津川市立新ふくおか小学校建設工事（建築主体工事）の遅延に伴う旧福岡小学校の改修費用等に関する和解金として、連帯して、21,784,188円を支払うことを認める。

(2) [Redacted] 及び [Redacted] は、中津川市に対し、連帯して、前項の金員を、次のとおり分割して、十六銀行中津川支店の「中津川市会計管理者 古田 永次」名義の当座預金口座（口座番号37380）に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は [Redacted] 及び [Redacted] の負担とする。

1) 令和7年3月末日限り 7,784,188円

2) 令和8年3月末日限り 7,000,000円

3) 令和9年3月末日限り 7,000,000円

(3) [redacted] 又は [redacted] が前項の支払いを1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、[redacted] 及び [redacted] は、中津川市に対し、連帯して、第1項の金額から既払額を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。

(4) [redacted] 及び [redacted] 並びに中津川市は、[redacted] 及び [redacted] と並びに中津川市らの間には、本件に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。